

(仮訳)

ロシア連邦政府

決定

2023年8月30日付第1405号

モスクワ

ロシア連邦からユーラシア経済連合関税領域の域外に搬出される
商品に対する輸出関税率の変更について

ロシア連邦政府は以下の通り決定する：

1. 2021年11月27日付ロシア連邦政府決定第2068号「ロシア連邦からユーラシア経済連合関税領域の域外に搬出される商品に対する輸出関税率について」（ロシア連邦法令集、2021年、No.49、掲載番号8255；2022年、No.14、掲載番号2306；No.23、掲載番号3800；No.27、掲載番号4864；No.32、掲載番号5834；No.37、掲載番号6371；No.49、掲載番号8696；2023年、No.1、掲載番号291、掲載番号299；No.27、掲載番号5047）によって承認された、ロシア連邦からユーラシア経済連合関税領域の域外に搬出される商品に対する輸出関税率の添付の変更を承認する。
2. 連邦法「ロシア連邦における税関規制およびロシア連邦の個々の法令の改正について」第102条第6項第3～5号の規定にもとづき、一時的な定期的税関申告の適用に対する制限はユーラシア経済連合対外経済活動品目表コード3102、3103、3104および3105に分類される肥料には適用されないものと定める。
3. 本決定は2023年9月1日をもって発効する。

ロシア連邦政府議長

M.ミシュスチン

2023年8月30日付
ロシア連邦政府決定
第1405号により

承認

ロシア連邦からユーラシア経済連合関税領域の域外に
搬出される商品に対する輸出関税率に加えられる
変更

1. ユーラシア経済連合対外経済活動品目コード3102、3103、3104および3105に分類される品目を以下の文言に変更する：

「3102	窒素肥料（鉱物性肥料または化学肥料）	0 ^(20C)
3103	りん酸肥料（鉱物性肥料または化学肥料）	0 ^(22C)
3104	カリ肥料（鉱物性肥料または化学肥料）	0 ^(23C)
3105	2つまたは3つの肥料成分（窒素、リン酸およびカリウム）を含有する鉱物性肥料または化学肥料；その他の肥料；この類の物品をタブレット状、またはその他のこれに類する形状にし、または容器とももの1個の重量が10kg以下に包装したもの	0 ^(22C)
3105 30 000 0 のうち	りん酸水素二アンモニウム（りん酸二アンモニウム）—純度99 wt %以上、P ₂ O ₅ に換算したりん含有量52 wt %以上、54 wt %以下、窒素の含有量20 wt %以上、22 wt %以下、粒径1mm以下の粒子の質量分率95%以上	0
3105 40 000 0 のうち	純度99 wt %以上のりん酸二水素アンモニウム（りん酸一アンモニウム）および99 wt %以上のりん酸二水素アンモニウム（りん酸一アンモニウム）を含有するりん酸水素二アンモニウム（りん酸二アンモニウム）との混合物—P ₂ O ₅ に換算したりんの含有量60 wt %以上、62 wt %以下、窒素の含有量11 wt %以上、13 wt %以下、粒径1 mm以下の粒子の質量分率95%以上	0 ^(20C) 。

2. 脚注（3C）を以下の文言に変更する：

「^(3c)2023年9月1日から2024年8月31日（同日を含む）まで本品目に係わる輸出関税率は50%とする。ただし、1,000kg当たり3万2,000ルーブル以上とする。」。

3. 脚注（19C）を削除する。

4. 脚注（20C）を以下の文言に変更する：

「^(20c)2023年9月1日から2024年12月31日まで（同日を含む）本品目に係わる輸出関税率は7%とする。ただし、1 t 当たり1,100ルーブル以上とする。」。

5. 以下を内容とする脚注（22C）および（23C）を追加する：

「^(22c)2023年9月1日から2024年12月31日まで（同日を含む）本品目に係わる輸出関税率は7%とする。ただし、1 t 当たり2,100ルーブル以上とする。」；

「^(23c)2023年9月1日から2024年12月31日まで（同日を含む）本品目に係わる輸出関税率は7%とする。ただし、1 t 当たり1,800ルーブル以上とする。」。